

公益財団法人青少年野外活動総合センター役員及び評議員の報酬等並びに  
費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人青少年野外活動総合センター(以下「当法人」という。)の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 常勤役員とは、選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者とし、職員と同程度勤務する者をいう。
- ③ 非常勤役員等とは、常勤役員以外の役員等をいう。
- ④ 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員については、報酬は月額とし、300,000円から580,000円の範囲で、月1回支給する。

3 非常勤役員等については、報酬は日額とし、10,000円から30,000円の範囲で、勤務当日の日払いとする。

(報酬額の決定)

第4条 当法人の常勤役員の報酬月額と、非常勤役員の報酬日額については、第3条第2項、第3項に基づき、それぞれ理事会で決定するものとする。

(費用)

第5条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求

のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(改正)

第 6 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(委任)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て定める。

付則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成 25 年 9 月 17 日施行

平成 30 年 6 月 19 日一部改正